

文化審議会について

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で、国語審議会、著作権審議会、文化財保護審議会、文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

2. 審議会の主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて、国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 著作権法、文化財保護法、文化功労者年金法等の規定に基づき、審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

3. 構成

- (1) 委員30人以内、任期1年（再任可）
- (2) 次の分科会を設置する。

分科会の名称	主な所掌事務
国語分科会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著作権分科会	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
文化財分科会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
文化功労者選考分科会	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会には、必要に応じて部会を設置する。

文化政策部会	・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項を調査審議すること
--------	-------------------------------------

4. これまでの主な答申

平成14年4月24日	「文化を大切にする社会の構築について」
平成14年12月10日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」
平成16年2月3日	「これからの時代に求められる国語力について」
平成19年2月2日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」
平成19年2月2日	「敬語の指針」

文化審議会

・文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項の調査審議等

文化政策部会

・文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関する調査審議

舞台芸術WG

メディア芸術・映画WG

美術WG

くらしの文化WG

文化財WG

国語分科会

・国語の改善及びその普及に関する事項の調査審議等

漢字小委員会

・情報化時代に対応する漢字政策の在り方に関する事

日本語教育小委員会

・日本語教育の在り方に関する事

著作権分科会

・著作権制度に関する重要事項の調査審議等

使用料部会

・著作物の利用に係る裁定等に関する事

基本問題小委員会

・著作権関連施策に係る基本的問題に関する事

法制問題小委員会

・著作権法制度の在り方に関する事

国際小委員会

・国際的ルール作りへの参画の在り方に関する事

文化財分科会

・文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議等

第一専門調査会

・美術工芸品に関する事

第二専門調査会

・建造物及び伝統的建造物群保存地区に関する事

第三専門調査会

・記念物、文化的景観及び埋蔵文化財に関する事

第四専門調査会

・無形文化財及び文化財の保存技術に関する事

第五専門調査会

・民俗文化財に関する事

企画調査会

・文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に関する事

世界文化遺産特別委員会

・世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の実施に関する施策の在り方に関する事

無形文化遺産保護条約に関する特別委員会

・無形文化遺産の保護に関する条約の実施に関する施策の在り方に関する事

文化功労者選考分科会

・文化功労者年金法により、審議会の権限に属させられた事項の処理